



人口の動き 1月1日現在 人口 74,906人 (前月比 -87人) 男 37,897人 女 37,009人 世帯数 30,088世帯

申告期間  
2月18日～  
3月15日

# 市県民税の申告と所得税の確定申告 税の申告は正しくお早めに

2月18日から3月15日まで、市役所では市県民税の申告と簡易な所得税の確定申告(譲渡所得や青色申告、事業所得で新規開業の方、消費税の申告などを除く)を、成田税務署では所得税の確定申告をそれぞれ受け付けます。  
毎年、受付開始後の数日間と最終日直前は大変混雑します。申告書は自分で作成し、早めに提出されますようご協力をお願いします。

**市県民税の申告と簡易な確定申告は、市役所で受け付けます**

は、一度受付を締め切り、引き続き午後後の分を受け付けます。

2月18日～3月15日  
土曜、日曜日を除く。  
※3月10日(日)は行いません。

午前8時45分～正午  
午後1時～4時  
混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがあります。

※申告期間中は、申告会場を午前8時15分に開場します。受付表に氏名をご記入のうえお待ちください。なお、長時間お待ちいただくこともあります。  
※譲渡所得(土地・建物・株式など)、青色申告、贈与税、相続税、消費税などの相談はできません。(申告書作成済の場合は、提出できます)  
※一日に受け付ける人数に限りがあるため、午前中に所定の人数に達した場合

※申告期間中、自書申告コーナーを設けます。記入例を見ながら申告書をご自分で作成していただきます。  
※申告書などの控えが必要な方は、必ずその場で申し出てください。後日交付はできません。

詳しくは、市役所課税課  
☎443-1116へ。  
**平成24年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談と提出は、「イオンモール成田」で行います**

2月1日～3月15日  
土曜・日曜日、祝日を除く。  
※2月24日(日)、3月3日(日)は行いません。  
午前9時～午後4時  
※混雑している場合には、受付を早めに締め切る場合がございます。  
ところ イオンモール成田(2階イオンホール)

成田市ウイング土屋24

税の申告をする必要があります。

●注意  
●納税証明書は、上記会場では発行していません。  
●上記会場には、納税窓口がありませんので、口座振替をご利用いただくか、または最寄りの金融機関で納税してください。  
●e-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。  
●国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp/>  
詳しくは、成田税務署☎0476-28-5151へ。

**市県民税の申告が必要な方**

平成25年1月1日現在、市内に住んでいた方で、平成24年中に次のような所得のあった方は、市県民税の申告をする必要があります。ただし、平成24年分の所得税の確定申告をされた方や、勤務先から市役所に給与支払報告書(年末調整済)が提出された方は、市県民

※今回の申告は、平成25年度の市県民税の課税資料のほか、国民健康保険税や介護保険料などの算定をするうえでその基礎となるものですので必ず申告してください。申告をされない場合には、児童手当の認定を請求するときや融資などを受けるときに必要な税務証明などが発行できません。

**所得税の還付申告ができる方**

すでに所得税が源泉徴収されている給与所得者の方や年金所得者の方で、次に該当する場合には、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。  
●マイホームをローンなどで取得した方(住宅借入金等特別控除)  
●多額の医療費を支払った方(医療費控除)  
●年末調整で控除の手続きを忘れた方  
●年の途中で退職したため、勤務先で年末調整を受けられなかった方  
詳しくは、市役所課税課☎443-1116へ。

○その他  
●市内に住んでいないが、平成25年1月1日現在に事務所、事業所、家屋敷が市内にある方  
●所得のなかった方で、誰の扶養にもなっていない方、または別世帯の方の扶養親族になっている方

2ページに関連記事を掲載  
●年金所得のある方  
●所得税の確定申告が必要なる方  
●申告に必要なもの  
●今回の申告の主な改正点